

## 福岡市テレワーク促進事業支援金 募集要項(R3.1月～)

### 1 はじめに

緊急事態宣言の発令を受け、出勤者の削減を推進し、継続的なテレワーク環境の構築を支援するため、昨年5月に実施したテレワーク導入支援を再度実施します。なお、今回はテレワークを新たに導入する企業だけではなく、拡充する事業者（前回支援金の交付を受けた事業者を含む）も支援対象とします。申請を希望される事業者のみなさまにおかれましては、募集要項をご確認のうえ、円滑な審査にご協力をよろしくお願いいたします。

### 2 対象者

令和3年1月14日以降に対象事業を実施する事業者で次の各号のいずれにも該当する者（注を除く）。

(1) 市内に本店を置き、常時雇用する従業者が2人以上の中小企業（個人事業主含む）

または

市内に主たる事務所を置き、常時雇用する従業者が2人以上 20人以下の法人・組合

※本店・主たる事務所：登記簿謄本において本店・主たる事務所として登記されている事務所

※株式会社や合同会社などは上段の要件を、医療法人や社団法人、組合などは下段の要件を確認してください。

※中小企業の定義

業種	資本金または従業者数
①製造業、建設業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下 または 300人以下
②卸売業	1億円以下 または 100人以下
③サービス業	5,000万円以下 または 100人以下
④小売業	5,000万円以下 または 50人以下

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(注) 上記に該当する者でも、下記に該当する者は対象外

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ・その他、本支援金の目的・趣旨から適切でないとして委員会が判断する者

### 3 対象事業・対象経費

市内の事業所に勤務する従業者のテレワーク環境を導入または拡充する際のコンサルティング費用や機器の導入費用などを支援します。また、対象事業の実施について、コンサルティング支援が必要な

場合は、サポーター企業によるコンサルティングを受けることも可能です。ホームページ上でサポーター企業の一覧をご確認のうえ、個別にご相談をお願いいたします。

支援対象経費	支援率	上限	内容
①コンサルティング費用	10/10	10万円	サポーター企業によるコンサルティング費用 (⑤の内容を参照)
②機器購入・リース費用	1/2	40万円	PC、タブレット等の機器購入・リース費、 設置費、運用サポート費等
③委託費			システム設計・構築費、保守委託費等の 業務委託費
④ソフトウェア等使用料			ソフトウェア等の使用料
⑤コンサルティング費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の上限を超える金額</li> <li>・サポーター企業以外を利用</li> </ul>			導入機器等テレワーク環境の整備に関すること、 就業規則、人事評価制度の改正等の 専門家への相談料等

※対象経費は、消費税及び地方消費税を含む。

※対象経費に期間による料金設定がある場合は、支援対象事業の完了期限(2/28)までに支払いが確認できたものに限る(最大1年分)。

※国や地方自治体等が実施する制度と重複する経費は対象外とする。(例:同じ機器の二重申請×)

※算出された支援金の合計額に、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) サポーター企業は、対象事業の実施にあたり、導入機器に関する相談、就業規則の変更、労務管理等のコンサルティングを実施します。コンサルティングを実施した結果、テレワーク環境の導入または拡充に至らない場合は、発生したコンサルティング費用について支援金の対象となりませんので、事前にサポーター企業と支援内容や費用面について協議をお願いいたします。

#### 4 認定申請受付期間

令和3年1月20日(水)から令和3年1月26日(火)まで。

※予算の上限に達し次第、受付を締め切ることがあります。

※予定件数を超える申請があった場合、超えた分の申請につきましては補欠扱いとします。なお、補欠の場合は認定申請フォームの入力完了画面及び入力完了メールタイトルの頭に【補欠】と表示されます。補欠の方に関しては1月27日(水)に抽選を行い、対象者に順次ご連絡いたします。

#### 5 支援対象期間

令和3年1月14日(木)から令和3年2月28日(日)までに支援対象事業の取り組み(経費の支払いまで)が完了するもの。※完了しない場合は、支援金を受けられない場合があります。

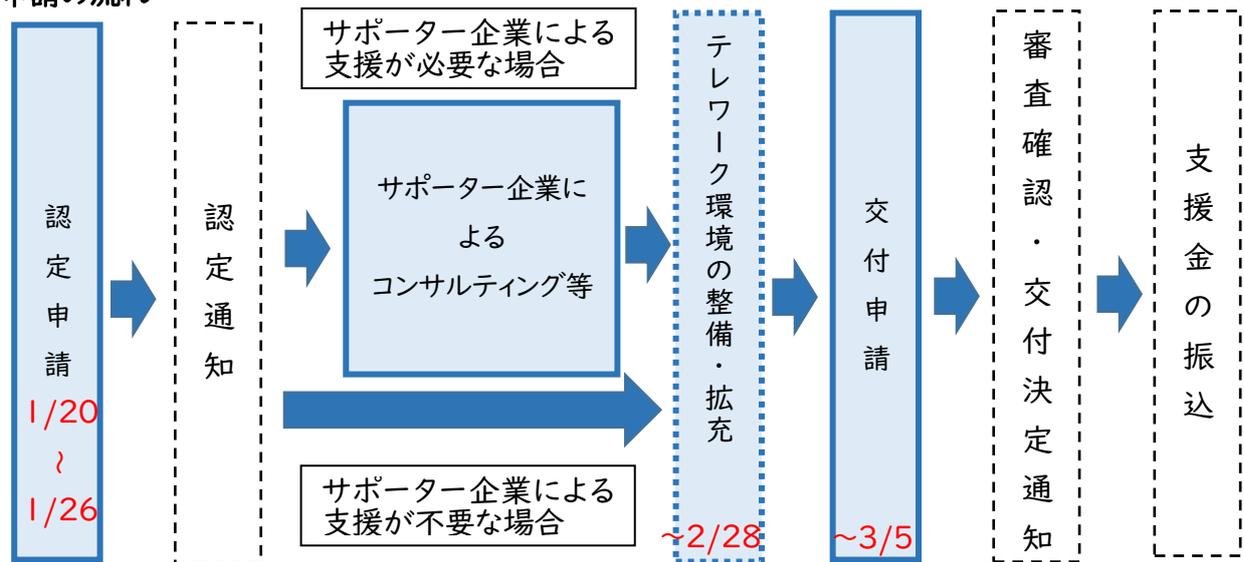
#### 6 交付申請受付期間

テレワーク環境の整備・拡充後～令和3年3月5日(金)まで。

※申請期限を過ぎた場合は、支援金を受けられません。余裕を持って申請をお願いいたします。

※交付申請書類に不備がある場合は、追加書類の提出や書類の補正を求める場合があります。

## 6 申請の流れ



※   は申請者が行う項目です。

※令和3年1月14日(木)から認定申請までの間にテレワーク環境を整備・拡充済の場合、  は省略可能です。

## 7 申請方法

テレワーク促進事業支援金専用申込フォームに必要事項を入力し、下記の資料を電子ファイルで添付して申請してください。

### (1) 認定申請(50MB以下)

#### ① 役員名簿(様式第1号) ※エクセル形式

法人等の場合: 登記事項証明書に記載される役員すべてを記載

個人事業主の場合: 代表者分のみを記載

#### ② 常時雇用する従業者の数が分かる書類

法人等の場合: 法人市民税申告書の写し

個人事業主の場合: 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し2名分

上記書類がない場合(要理由): 従業者数が分かる会社案内の写し、会社ホームページ画面の写し等

#### ③ 法人等の登記事項証明書(個人事業主の場合は確定申告書の写し)

#### ④ 代表者の本人確認書類

1点確認書類: 運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等

2点確認書類: 健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書等

### (2) 交付申請(100MB以下)

#### ① テレワークに関する規定等の写し

例: テレワークに関する規定が記載されている就業規則、労使間の協定、労働条件通知書の写し等

#### ② テレワーク環境を整備したことがわかる書類

例: 導入したソフトウェア等のライセンス情報の記載がある画面の写し

導入したリモート機器で社内システムにアクセスしたことがわかる記録等の写し

導入した Web 会議ツール等を使用し、会議等を実施したことがわかる書類、画像の写し

※整備したことがわかる書類は、複数種類ご提出していただくこと円滑に審査を行うことができます。

※提出にあたっては、できるだけひとつの PDF ファイルでご提出ください。

#### ③領収証等の経費の内訳及び支払いを証する書類

※会社名、日付、購入等した金額(内訳含む)が分かるものをご提出ください。

※リース・使用期間が発生する場合は、賃貸借契約書等の期間がわかる書類もご提出ください。

#### ④誓約書(指定様式)

※法人の代表者又は個人事業主が自署したものをご提出ください。

#### <テレワーク促進事業支援金専用申込フォーム>

福岡市ホームページ:新型コロナウイルス感染症について(トップ):事業者向け情報:テレワーク導入支援:申請ページをクリック

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/tele.html>)

## 8 支援金に関する注意事項

- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請画面等の控えを保存してください。
- ・添付書類がすべて揃わないと、支援金の支給は受けられません。
- ・審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付することがあります。
- ・審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認、Web 面談等を行う場合があります。
- ・申請や添付書類に虚偽の内容があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。
- ・交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに返還を求める場合があります。
  - (1) 第6条に規定する支援対象者ではなくなったとき。
  - (2) 支援金の交付を辞退したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な行為があると認められるとき。
  - (4) 法令又は公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- ・取得した財産は、支援対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意者をもって管理し、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ・取得した財産は、原則として委員会の承認を得ずに処分してはなりません。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

### 【問い合わせ先】

福岡市テレワーク促進委員会事務局

TEL:092-711-4849(1/14~1/19)、092-852-3453(1/20~3/25)

専用申込フォーム内のお問い合わせ受付(1/20~3/5)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/tele.html>

※電話による問い合わせは平日 10 時~17 時(12~13 時を除く)に限ります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則電話またはメールでのお問い合わせに限ります。